

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員 小柴 昭彦

同

田中 立一



1 監査の種類

定期監査

なお、本監査は新潟県後期高齢者医療広域連合監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象、範囲

総務課、業務課における令和3年10月から令和4年9月までの財務事務及び事務事業の執行

3 監査の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として実施した。

4 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係帳簿類の調査を行うとともに、必要に応じ、関係職員の説明を聴取して実施した。

通帳及び切手類等の保管状況について実地検査を実施した。

5 監査の日程及び実施場所

令和4年9月1日から令和4年11月25日まで広域連合会議室で実施した。

6 監査の結果

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象課主管の財務に関する事務及び事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。